平成２１年（フ）第２６７号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59―１
県住23―405
債務者　八幡　和幸
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目59―１
県住23―405
債務者　八幡美智子（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
神戸市西区大津和１丁目４―10―305
債務者　東森　龍一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
神戸市西区水谷３丁目４―23
債務者　吉田あゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
富山市長岡9567番地１　スカイヒルズＢ棟106号
債務者　南　健二郎
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８４号
富山市大泉東町２丁目12番８号
債務者　山本　　勇
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７５６号
北九州市戸畑区千防３丁目１番１―203号
債務者　佐藤　　努
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４２号
北九州市八幡西区香月西２丁目15番24号
債務者　池上　美香
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８５４号
北九州市若松区鴨生田４丁目８番24―102号
債務者　富山　和利
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７０号
福岡県中間市中央４丁目24番26号
債務者　小畑三千子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７２号
長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1428番地
債務者　牟田口玲子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
長崎県島原市梅園町丁2907番地１
債務者　福田　　滋
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
長崎県雲仙市千々石町庚2178番地
債務者　椿山小百合
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
沖縄県沖縄市照屋２丁目10番25号　とし子ハウス103号室、住民票上の住所沖縄県うるま市字赤道370番地　浦崎ビル１Ｆ
債務者　屋富祖政江
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４４号
福島県いわき市錦町作鞍62番地の１
債務者　牧野　克己
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１４５号
福島県いわき市錦町鞍作62番地の１
債務者　牧野　美幸
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１６２号
福島県いわき市平中神谷字細田40番地　県営住宅６－６
債務者　菅波　文子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３１号
松江市山代町712番地　来美アパート４―404号
債務者　松田　美鈴
1　決定年月日時　平成21年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部